

長時間労働削減のためには

①

長時間労働削減対策総合支援事業を実施中です

(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長 長時間労働削減相談室長
特定社会保険労務士 市之瀬高司

長時間労働のは正は、労働者の生活、健康、そして、命に係わる重要なものです。また、企業にとっても経費、業績に直結し、過重労働による過労死、過労自殺等が発生すると企業イメージを損ない、優秀な人材が確保できず、その繁栄まで左右してしまいます。

労働者には命に係わる重要なものです。また、企業にとっても経費、業績に直結し、過重労働による過労死、過労自殺等が発生すると企業イメージを損ない、優秀な人材が確保できず、その繁栄まで左右してしまいます。

労働者には命に係わる重要なものです。また、企業にとっても経費、業績に直結し、過重労働による過労死、過労自殺等が発生すると企業イメージを損ない、優秀な人材が確保できず、その繁栄まで左右してしまいます。

ヤンペーンが行われ、平成28年度からは長時間労働の監督指導対象が、月80時間を超える残業が疑われる事業場とされ、平成28年10月には過労死等防止対策白書が公表されました。

また、大手広告代理店の新入社員の過労自殺等を受け、平成28年12月には「過労死等ゼロ」緊急対策が策定され、企業本社への指導、影響を与える国民的課題です。

今「働き方改革」が掲げられ長時間労働のは正がその重要な柱とされ、各種施策が行われております。平成26年には過労死等防止対策推進法が施行され、厚生労働大臣を本部長とする長時間労働削減推進本部が設置されました。平成27年からは11月に過重労働解消キ

中には営業時間の短縮、業

本原因があり、その原因が未解決のまま残業の禁止、削減等の対策を強行することは、一時的には問題を改善できても、長期的には有効ではありません。

その原因の多くは、(1)企業の経営者、労働者の意識、慣習、さらには労働時間規定の未整備、未徹底によるもの、(2)業務と人員とのミスマッチによるもの、の2タイプです。前者は労働者等への教育、指導と管理の徹底で改善が可能

です。しかし、大半の原因是後者のミスマッチであり、その改善には経営者、人事部門、現場管理者、労働者が全員参加し、自社の業務を分析し、業務体制、処理方法、要員配置、顧客関係等の改善を行う必要があります。

この事業の一環として、本誌では今後10回にわたり支援室の社会保険労務士による、長時間労働削減対策の関連記事を掲載します。

また、8月1日㈫に開催します「長時間労働削減総合対策セミナー」は、長時間労働対策を構築するためには効的な内容です。(本誌同封のご案内を参照ください)

務範囲の縮小等の実施が、マスコミに報道されることもあります。

これは後者のミスマッチであり、その改善には経営者、人事部門、現場管理者、労働者が全員参加し、自社の業務を分析し、業務体制、処理方法、要員配置、顧客関係等の改善を行う必要があります。

この機会に、ぜひ当事業場をご活用いただき、長時間労働削減のための抜本的な対策を行ってください。

当協会では本年度、長時間労働削減対策総合支援事業を実施し、事務局内に社会保険労務士5名による「長時間労働対策総合支援室」を設置し、(1)機関誌・労働壁新聞による広報活動、(2)長時間労働削減対策のためのセミナー開催、(3)名古屋北労働基準監督署との合同説明会開催、(4)労働時間法制を学ぶ講習会開催、(5)名古屋北労働基準監督署との合

